

条例公布第2号

宇和島地区広域事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合消防手数料条例（平成 12 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表					別表						
手数料を納付すべき者		区分		手数料の金額	手数料を納付すべき者		区分		手数料の金額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2)	消防法第 11 条第 1 項前段の規定による危険物製造所等の設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	(略)	(略)	(略)	(2)	消防法第 11 条第 1 項前段の規定による危険物製造所等の設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	(略)	(略)	
			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	<u>1,180,000 円</u>				浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	<u>1,450,000 円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	<u>1,410,000 円</u>					危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	<u>1,720,000 円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	<u>1,590,000 円</u>					危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	<u>1,920,000 円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	<u>1,950,000 円</u>					危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	<u>2,360,000 円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	<u>2,270,000 円</u>					危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	<u>2,740,000 円</u>

		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	4,550,000 円			危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	5,640,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	5,820,000 円			危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	7,240,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	7,070,000 円			危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	8,790,000 円
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。